

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年6月4日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
横浜市立若葉台中学校 シャッター修繕
- 2 履行場所  
横浜市旭区若葉台一丁目13番1号  
横浜市立若葉台中学校
- 3 契約日  
令和8年3月31日
- 4 履行日又は履行期間  
令和8年3月31日
- 5 契約金額  
143,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
横浜市中区住吉町5-65-2 アソルティ横濱馬車道303  
小俣シャッター工業株式会社 横浜支店
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
シャッターが動作不良状態となった。早急に対応しなければ、防火・防煙の対策上で支障を生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管  
横浜市立若葉台中学校